

販売の方法に係る技術上の基準（液石）
（法第 20 条の 6 第 1 項の販売の技術上の基準に係る事項）

経済産業省令（液化石油ガス保安規則）			摘要または措置
第 41 条	1 号	液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。	別紙様式の引渡台帳を備えます。
	2 号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、ガスが漏れいしていないものをもってすること。	容器の引渡しは、腐食、割れ、すじ、しわ等及びガス漏洩のない容器にて行います。
	3 号	充填容器等の引渡しは、法第 48 条第 1 項第 5 号の期間を 6 ヶ月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってすること。	容器の引渡しは、同号規定の期間を経過せず、かつその旨の明示がされた容器にて行います。
	4 号	<p>液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に液化石油ガス販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。</p> <p>イ. 充填容器等には、当該容器を置く位置から 2 m 以内にある火気をさえぎる措置 . . .</p> <p>ロ. 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。</p> <p>ハ. 充填容器等は、常に温度 40 度以下に保つこと。</p> <p>ニ. 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずること。</p> <p>ホ. 充填容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が 2.6MPa 以上の圧力で行う耐圧試験及び、1.6MPa 以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設けること。</p> <p>ヘ. 配管には、充填容器等と調整器との間の部分あつては、2.6MPa 以上の圧力、調整器と閉止弁の間にあつては 0.8MPa 以上の圧力で行う耐圧試験</p> <p>ト. 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、</p>	<p>イ. 容器の置場から周囲 2 m 以内に火気がないこと、及び屋外であることを確認します。</p> <p>ロ. 容器には置台等に乗せるなどの腐食防止の措置を講じます。</p> <p>ハ. 容器は 40℃ 以下に保つよう管理します。</p> <p>ニ. 容器はボンベチェーン等により転落・転倒防止の措置をします。</p> <p>ホ. 容器と閉止弁の間には、規定の耐圧・気密試験に合格した調整器を設けます。</p> <p>ヘ. 配管には、規定の耐圧試験に合格する管を使用します。</p> <p>ト. 硬質管以外の管と硬質管又は調整器の接続は、継手金具付ホース等により確実に行います。</p>
	5 号	液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に当該ガス販売する者にあつては、配管の気密試験のための器具又は設備を備えること。	自記圧力計（LPG 用）及びマンメータを備えます。
	以下余白	以下余白	

販売の方法に係る技術上の基準（一般）
（法第 20 条の 6 第 1 項の販売の技術上の基準に係る事項）

経済産業省令（一般高圧ガス保安規則）		摘要または措置	
第 40 条	1 号	高圧ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。	別紙様式の引渡台帳を備えます。
	2 号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもってすること。	容器の引渡しは、腐食、割れ、すじ、しわ等及びガス漏洩のない容器にて行います。
	3 号	圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、法第 48 条第 1 項第 5 号の期間を 6 ヶ月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってすること。	該当しません。
	4 号	<p>圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に当該ガスを販売するときは、当該販売にかかるガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後に行うこと。</p> <p>イ. 充填容器等には、当該容器を置く位置から 2 m 以内にある火気をさえぎる措置</p> <p>ロ. 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。</p> <p>ハ. 充填容器等は、常に温度 40 度以下に保つこと。</p> <p>ニ. 充填容器等には、転落、転倒等による衝撃</p> <p>ホ. 充填容器等と閉止弁との間には、次に定める規格に適合する調整器を設けること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 調整器の高圧側の耐圧性能及び気密性能</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 調整器の調整圧力は</p> <p>ヘ. 配管には、充填容器等と調整器との間の部分</p> <p>ト. 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続</p> <p>チ. 調整器と閉止弁との間の配管は</p>	該当しません。
	5 号	圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に当該ガスを販売する者にあつては、配管の気密試験のための設備を備えること。	該当しません。
	以下余白	以下余白	